



平成 29 年度 一般社団法人日本看護系学会協議会社員総会

日時：平成 29 年 6 月 28 日（水） 13：00～16：00

場所：日本赤十字看護大学 210 講義室

平成 29 年度 一般社団法人日本看護系学会協議会社員総会式次第

日 時：平成 29 年 6 月 28 日（水）13:00～16:00

場 所：日本赤十字看護大学 210 講義室

内容

I. 開会	1
II. 定足数の確認	1
III. 会長挨拶	1
IV. 報告事項	1
1. 平成 28 年度の活動報告	1
1) 庶務報告	1
2) 選挙管理委員会報告	1
3) 平成 28 年度理事会報告	1
2. 各事業報告	3
[社員相互の情報交換]	3
1) ニュースレター報告	3
2) ホームページ管理報告	3
[日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力]	4
3) 日本学術会議等との相互協力報告	4
4) 医療安全推進における他機関との協力報告	4
[社員学会の学会活動の支援]	5
5) 公的研究費拡大推進報告	5
6) APN 実践推進プロジェクト報告	5
7) 災害看護の学会連携報告	6
8) ナーシング・サイエンス・カフェ事業活動報告	7
[国や社会に向けた提言等]	8

V. 審議事項	9
議案 1 平成 28 年度決算報告	9
議案 2 平成 28 年度会計監査報告について	14
議案 3 ナーシング・サイエンス・カフェ事業の廃止について	16
議案 4 平成 29 年度事業案について	16
議案 5 平成 29 年度予算案について	18
議案 6 特定個人情報保護に関する基本方針および規程（案）	20
議案 7 新役員および指名理事の承認のついて	28
休憩	30
議案 8 定款内容の変更	30
VI. 意見交換	30
VII. 閉会	30
資料 1 一般社団法人日本看護系学会協議会定款	31
資料 2 一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則	38
資料 3 役員選出規程	39
資料 4 一般社団法人日本看護系学会協議会社員学会名簿	41

〔総会後の講演会〕 16：10～17：30

テーマ：「看護ケアガイドライン開発と看護系学会の役割」

講師：森 恵美氏 平成 22～25 年度内閣府先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）「日本の高年初産婦に特化した子育て支援ガイドラインの開発」
研究代表者 千葉大学大学院看護学研究科

・高年初産婦に特化した産後 1 か月までの子育て支援ガイドライン

神田清子氏（一般社団法人日本がん看護学会前理事・群馬大学大学院保健学研究科看護学）

・がん薬物療法における曝露対策合同ガイドライン

司会：高橋真理氏（日本看護系学会協議会理事）

I. 開会

II. 定足数の確認

III. 会長挨拶

IV. 報告事項

1. 平成 28 年度の活動報告

1) 庶務報告

平成 28 年度社員数 44 学会

平成 28 年度入会：なし

2) 選挙管理委員会報告

平成 28 年度社員総会にて選挙管理委員が選出され、秋元典子委員長、野崎真奈美委員、大田えりか委員の 3 名で役員選挙活動を遂行した。被選挙人の推薦を平成 28 年 11 月 30 日とし、役員選挙の選挙期日を平成 29 年 2 月 3 日とした。開票作業は平成 29 年 2 月 11 日日本赤十字看護大学において行った。平成 29 年度第一回理事会で役員名簿を添えて選挙結果を報告した。

3) 平成 28 年度理事会報告

(1) 1 回理事会 平成 28 年 4 月 23 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 熊本地震における災害看護募金支援について
2. 平成 27 年度活動報告
3. 平成 28 年度予算案および平成 28 年度活動計画
4. 防災学術連携体への加盟について
5. 医療安全全国共同行動会の退会について
6. ニュースレターの電子配信に関する提案について
7. JANA の今後の事業活動のあり方について
8. 平成 28 年度公開シンポジウムの演者候補者について
9. 平成 28 年度総会について
10. 選挙管理委員の依頼について

(2) 2 回理事会 平成 28 年 5 月 27 日 (土) 16 時～18 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 27 年度会計報告について
2. 平成 27 年度会計監査報告について
3. 災害支援事業について

4. 災害看護の学会連携として社員学会に体する熊本地震に関する活動調査の実施について
5. 平成 28 年度予算案について
6. 平成 29 年度役員選挙管理委員会構成委員の選出について
7. 平成 28 年度総会における審議事項、内容について
8. 第 36 回に本看護科学学会学術集会後公開シンポジウム案について
9. 防災学術連携体での熊本地震 3 ヶ月報告会と学会発表の募集について

(3) 3 回理事会 平成 28 年 6 月 29 日 (土) 10 時～12 時 日本赤十字看護大学

1. JANS と連携していた災害支援事業の残高金を熊本県看護協会へ寄附することについて
2. 災害看護支援事業規程および災害看護支援事業に関する様式、災害支援金による活動助成金申請応募要項について
3. 災害活動支援事業の運営資金として特別会計を運用することについての提案
4. 平成 28 年度社員総会の進行について
5. 平成 28 年度公開シンポジウム案について

(4) 4 回理事会 平成 28 年 10 月 15 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 29 年度選挙にかかわる被選挙人名簿およびスケジュールについて (選挙管理委員より)
2. 平成 28 年度監査契約書について
3. 災害看護の学会連携活動の今後の活動の方向性について
4. 平成 28 年度公開シンポジウムの進行について
5. 個人情報保護法等の改正に伴う「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の見直しに対する JANA としての動きについて
6. ニュースレター 24 号の企画案について
7. 学術会議「安全保障と学術に関する委員会」報告について
8. 災害看護支援金による活動助成金採択者について
9. 平成 29 年度総会日程の決定について

(5) 5 回理事会 書面理事会

第 1 号議案 第 19 回日本看護系学会協議会公開シンポジウムの企画内容について

(6) 6 回理事会 平成 28 年 12 月 17 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 29 年度選挙人名簿について (選挙管理委員会)
2. 社員学会の学術集会における後援依頼時のフォーマットと対応について
3. 会計状況の報告と予算案の修正および補正予算案について
4. JANA としてさらなるホームページの活用のしやすさをふまえた改訂案について
5. 各事業活動報告
6. 平成 29 年度総会後の講演会候補者について

- (7) 7回理事会 平成 29 年 2 月 11 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学
1. 平成 28 年補正予算案について
 2. 特定個人情報管理規定の作成について
 3. 日本学術会議報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」に対するパブリックコメント収集への社員学会協力依頼について
 4. 平成 29 年度社員総会後講演会内容および講師について
 5. JANA ホームページの充実に向けた提案について
 6. 学術会議「安全保障と学術の関係」フォーラムへの参加および報告
 7. 「安全保障と学術について」の討論会についての企画について
 8. 「参照基準」についての共催企画について
 9. 医療事故調査のシステムについて社員学会への周知について
 10. 災害看護学会連携活動について
 11. 今後のナーシング・サイエンス・カフェ活動のあり方について

2. 各事業報告

[社員相互の情報交換]

1) ニュースレター報告

担当理事：武村

- (1) ニュースレター23号(2016年6月3日)及び24号(2017年3月13日)を発行した。
- (2) ニュースレター24号よりPDF版の電子配信に切り替えた。迅速な情報提供と社員学会の情報交流を推進するために「ニュースレター速報」メール配信を開始した。今年度は、2016年6月7日、7月1日、10月17日、12月22日の4回発行した。

2) ホームページ管理報告

担当理事：守田

日本看護系学会主催のシンポジウム、学術会議関連情報、科学研究費助成事業などに関する最新ニュースを16件掲載し、会員間の情報共有を図った。またHPの充実に向けてコンテンツの追加案を検討した。

- (1) 本協議会主催シンポジウム、日本学術会議および日本看護系大学との協同によるシンポジウム開催の案内を行った。
 - 看護系学会協議会主催公開シンポジウム「医療事故調査制度を知ろう ～運用開始から1年を振り返って～」(2016年12月)
 - 「討論会「安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか」(2017年3月)
 - 「分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」に関する公開シンポジウム(2017年3月)
- (2) ニュースレター速報第1号から4号、24号を掲載した。
- (3) 日本学術会議主催のシンポジウム開催の案内を行った。

- 「日本学術会議公開シンポジウム/第3回防災学術連携シンポジウム「熊本地震追悼・復興記念行事 熊本地震・1周年報告会」のご案内
- (4) 熊本地震に対する募金募集、災害看護支援金に関する案内を掲載した。
- (5) 関連学会の学術集会等に関する情報を掲載した。

[日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力]

3) 日本学術会議等との相互協力報告

担当理事：太田

- (1) 看護学分科会活動との連携
 - シンポジウム「ケアサイエンスとは何か、その必要性を議論する」（平成28年7月23日）の共催。
 - 「分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」に関する公開シンポジウム（3月26日 10時-12時）の共催。
- (2) 日本学術会議における「安全保障と学術に関する検討」に関する経過の情報共有、ならびに討論会「安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか」（3月26日（日）13時-15時）の共催。
- (3) その他、日本学術会議、健康・生活科学委員会、看護学分科会の活動に関する情報共有、連携を図った。

4) 医療安全推進における他機関との協力報告

担当理事：菱沼・福井

- (1) 医療事故調査制度による院内調査への専門家推薦に対する協力
医療事故調査制度の仕組みによる院内調査への専門家の推薦について、協議会に1件の相談があり、協議会から推薦したが、院内調査を行う委員就任には至らなかった。この背景を考慮して、関係学会に推薦を依頼する体制を整備した。
- (2) 日本医療安全調査機構から、協力学会に関する相談があった場合の対応
総合調査委員会等から相談があり、対応した。また、社員学会に医療事故調査制度の仕組みを説明し、協力団体として個々の学会が機構と協力協定を結ぶよう、働きかけた。（12月のシンポジウム、社員学会へのメール配信）
- (3) 日本医療安全調査機構の総合調査委員会委員の継続
看護系学会の代表として総合調査委員会委員を継続した。
- (4) 第19回公開シンポジウムの開催
平成28年12月11日（日）16時30分～17時30分
テーマ「医療事故調査制度を知ろう～運用開始から1年を振り返って～」
医療事故調査制度とは：木村壮介氏（一般社団法人日本医療安全調査機構理事）
事故報告からみた制度運用上の課題：畑 涼子氏（一般社団法人日本医療安全調査機構参与）
（後援：公益社団法人日本看護科学学会、第36回日本看護科学学会学術集会）
参加者は125名。

[社員学会の学会活動の支援]

5) 公的研究費拡大推進報告

担当理事：小山

- (1) 社員総会終了後に日本医療研究開発機構(AMED)の研究費に関する講演会を開催した。
平成 28 年 6 月 29 日
講師：関根小乃枝先生
(国立研究開発法人日本医療研究開発機構 戦略推進部難病研究課)
テーマ：実用化につながる看護研究推進のために
～日本医療研究開発機構(AMED)を知る～
- (2) 「科研費審査システム改革 2018」の動向を把握し、学術振興会科学技術・学術審議会(科学研究費補助金審査部会)の「科研費審査システム改革」についてのパブリックコメントについて社員学会への情報提供と共に、日本看護系学会協議会として意見をまとめ、5月20日に会長名で提出した。
- (3) その他、公的研究費の拡大に向けての情報収集を行った。

6) APN 実践推進プロジェクト報告

担当理事：内布・高橋

- (1) 会議の開催：2回の委員会の開催
 - ① APN 実践推進プロジェクト第1回委員会
平成 28 年 8 月 22 日(月) 12:00-13:00、JANPU 神田事務所 7 階会議室
出席：内布敦子、高橋眞理
 - APN 実践推進プロジェクト委員会の活動内容について
 - ガイドラインを手掛けている学会の担当者会議の企画⇒Minds 搭載の2つの看護系のガイドライン作成経験者へのヒアリング実施へ変更
 - ② APN 実践推進プロジェクト第2回委員会
平成 28 年 11 月 13 日(日) 15:00-15:30、JANPU 神田事務所 7 階会議室
出席：内布敦子、高橋眞理
 - ガイドラインの作成経験の収集について
 - 予算の使用方法について
- (2) 看護領域ガイドライン開発経験者からのヒアリング(2団体)と分析
clinical question 設定の段階でケアの場合は「〇〇のケアにはどのようなものがあるか」という形式で始まる場合もあり、最終的に文献検討の内容に説得力があればMindsも認められる。システムティックレビュー、ガイドライン原案作成、ピアレビューと評価委員によるAGREE IIでの評価、パブリックコメントを経て完成する。Mindsの講習会を受けて、ファシリテーターに相談しながら進めることが重要で、人手と予算はある程度必要であることが分かった。
- (3) 看護領域のガイドライン開発に関する文献の収集と分析

文献検索の結果、看護の領域で guidelines development に関して具体的な記述があるもの 10 文献を取り寄せ、内容を分析した。

(4) 看護ケアガイドライン開発と看護系学会の役割に関する講演会の企画
H29 年度日本看護系学会協議会社員総会後に行う講演会として企画した。

(5) APN 実践推進のための高度実践看護師の認証等に関する情報収集

- 日本看護系大学協議会より平成 29 年度「高度実践看護師教育課程」CNS38 単位およびナースプラクティショナー46 単位の教育課程認可大学院の実態把握、日本看護協会より CNS13 分野の動向の把握、日本 NP 教育大学院協議会より NP 資格認定試験等の動向の把握を行った。
- 豪州の看護師等認証システムとして ANMAC (Australian Nursing and Midwifery Accreditation Council) より RN および NP 認証プロセスおよび standards の把握を行った。

(6) その他

予算の使途：予算は海外文献検索とコピーの取り寄せ費用、文献の整理のための人件費に使用した。

7) 災害看護の学会連携報告

担当理事：山本

(1) 平成 28 年度熊本地震関連の活動 (H28 年 4 月 14 日・16 日発生)

① 災害支援事業として、募金活動ならびに助成を行った。

災害看護支援金による活動支援を呼びかけ、2 件の申請があり助成を行った。

	申請者	活動名	助成額
1	古賀佳代子氏 (日本在宅ケア学会)	熊本地震における就労者の心身の健康状態	24 万円
2	稲垣真梨奈氏 (日本災害看護学会)	西原村の地域再生を目指す生活・健康支援プロジェクト	26 万円

② H28 年度熊本地震に対する社員学会の活動状況調査を実施した。

44 社員学会中、25 社員学会から回答があり、その結果は下記の報告会で報告すると同時に、JANA のホームページでも報告した。

(2) JANA 災害連携会議の活動

- ① JANA 災害連携会議への参加を呼びかけ、組織化を図った。現在 (H29 年 3 月末)、19 社員学会が参加している。
- ② 2 回の会議を開催し (H28 年 12 月 16 日、H29 年 3 月 25 日)、各学会における災害関連の活動状況の情報交換や今後の本会議の活動について検討を行った。
- ③ 社員学会に対する調査項目の検討を行った。

(3) 防災学術連携体における活動

防災学術連携体が開催した下記の報告会において報告を実施・計画中。

- H28年熊本地震・3ヶ月報告会において（H28年7月16日：日本学術会議において）、熊本地震に関するJANA会員学会の活動状況を報告した。
- 第2回 防災学術連携シンポジウムにおいて（テーマ：激甚化する台風・豪雨災害とその対策）、「熊本地震ならびに台風被害後における看護職としての支援」というタイトルで、日本看護系学会協議会加盟学会の日本精神保健看護学会の宇佐美しおり氏が発表した。
- H29年4月15日に予定されている第3回防災学術連携シンポジウム：熊本地震・1周年報告会において、日本看護系学会協議会（日本精神保健看護学会）から「熊本地震における看護者の役割－急性期から慢性期にいたるところのケア－」を報告予定。

(4) 広報活動

JANA ニュースレターで、災害関連での他組織との連携、ならびにJANA社員学会との連携等について報告した。（前掲）

8) ナーシング・サイエンス・カフェ事業活動報告

担当理事：小西

ナーシング・サイエンス・カフェ事業を通して看護の取り組みが一般市民に可視化され、次世代の育成に貢献していくためにホームページやニュースレターに掲載し、社員学会への広報を行った。平成28年度は、5社員学会に対してグッズの支援を行った。

平成28年度 ナーシング・サイエンス・カフェ事業を支援した学会

	学会名	開催日	送付数	参加数
1	第18回日本母性看護学会	平成28年6月18日	50個	26名
2	日本赤十字看護学会第17回学術集会	平成28年7月3日	50個	18名
3	第18回日本救急看護学会学術集会	平成28年10月29日～10月30日	80個	70名
4	日本看護科学学会第36回学術集会	平成28年12月11日	40個	28名
5	第31回日本がん看護学会学術集会	平成29年2月4日	100個	41名

〔国や社会に向けた提言等〕

1. 安全保障と学術の問題について

3月26日（日）13時～15時、聖路加国際大学で、討論会「安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか」を日本看護系学会協議会主催、日本学術会議看護学分科会、日本看護系大学協議会共催で開催した。48名の参加があった。

V. 審議事項

議案 1 平成 28 年度決算報告

貸借対照表

平成29年 3月31日 現在

一般社団法人日本看護系学会協議会

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	6,333,365	負債の部合計	0
現金及び預金	6,333,365	純資産の部	
		【正味財産】	6,333,365
		利益剰余金	6,333,365
		その他利益剰余金	6,333,365
		繰越利益剰余金	6,333,365
		純資産の部合計	6,333,365
資産の部合計	6,333,365	負債及び純資産合計	6,333,365

損 益 計 算 書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本看護系学会協議会

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
会 費 収 入	3,520,000	
寄 附 金 収 入	389,568	
売 上 高 合 計		3,909,568
売 上 総 利 益 金 額		3,909,568
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		4,117,917
営 業 損 失 金 額		208,349
【営業外収益】		
受 取 利 息	753	
営 業 外 収 益 合 計		753
経 常 損 失 金 額		207,596
税引前当期純損失金額		207,596
法 人 税 等		70,000
当 期 純 損 失 金 額		277,596

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本看護系学会協議会

(単位： 円)

科 目	金 額
通 信 費	33,984
ニュースレター発行	106,752
ホームページ更新・管理	329,356
日本学会等との相互協	422,705
ナースINGKサイエンスカフェ	56,322
APN実践推進プロジェクト	18,301
役員選出に係る費用	200,884
総 会 費	142,287
事 務 委 託 費	348,084
事 務 用 品 費	6,211
印 刷 費	16,520
人 件 費	274,000
雑 費 (そ の 他)	22,248
理 事 会	1,365,886
公的研究費拡大推進活動	53,332
医 療 安 全 推 進	176,337
災 害 看 護 の 学 会 連 携	44,708
活 動 助 成 金	500,000
販売費及び一般管理費合計	4,117,917

一般社団法人日本看護系学会協議会 平成28年度会計報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	予算	補正予算 (平成28年12月17日 理事会で決定)	決算	差額	備考
I.会費	3,520,000	3,520,000	3,520,000	0	
1.社員:看護系学会	3,520,000	3,520,000	3,520,000	0	会費 80,000円×44団体
II.雑収入	2,000	2,000	750	1,250	
1.利子	2,000	2,000	750	1,250	利子 717円+33円
III.その他	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
収入小計 A	3,522,000	3,522,000	3,520,750	1,250	
前年度繰越金 B	6,610,961	6,610,961	6,610,961	0	貯金通帳:6,610,961円
合計	10,132,961	10,132,961	10,131,711	1,250	

支出の部

(単位:円)

項目	予算	補正予算	決算	差額	備考
I.事業費	1,234,000	1,279,000	1,408,697	▲ 129,697	
社員相互の情報交換					
1.ニュースレター発行	200,000	110,000	106,752	3,248	第23号74,325円、第24号32,400円
2.ホームページの管理	310,000	310,000	329,356	▲ 19,356	サーバーレンタル費用329,356円
日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力					
3.日本学術会議・学協会との協力	295,000	195,000	422,705	▲ 227,705	防災学術連携体年会費30,000円 7/3講師謝金111,370円 テープおこし 51,625円 3/26 会場費138,000円、 交通費 86,710円、その他
4.医療安全推進における他機関との協力活動	5,000	300,000	176,337	123,663	12/11講師謝金111,902円 テープおこし19,175円 会場費42,120円 交通費532円、その他
社員学会の学会活動の支援					
5.公的研究費拡大推進活動	120,000	60,000	53,332	6,668	5/11説明会交通費39,940円、 テープおこし13,392円
6.APN実践推進プロジェクト	20,000	20,000	18,301	1,699	アルバイト10,000円、 事務用品代8,301円
7.災害看護の学会連携	124,000	124,000	44,708	79,292	交通費22,000円、会場費6,600円、 アルバイト7,900円、会議費8,208円
8.ナーシング・サイエンス・カフェ事業	40,000	40,000	56,322	▲ 16,322	カフェグッズ送付代4,822円、 カフェグッズ購入代5,500円
その他本法人の目的達成に必要な事業					
9.役員選出に係る費用	120,000	120,000	200,884	▲ 80,884	交通費102,080円 会場費6,180円 郵送用レターパック92,624円
II.管理費	2,620,000	2,575,000	2,278,356	296,644	
1.総会費	170,000	145,000	142,287	2,713	会場費77,000円 印刷費33,215円 会議費32,072円
2.理事会費	1,400,000	1,400,000	1,365,886	34,114	交通費1,285,620円 会議費43,566円 会場費36,700円
3.事務委託費	350,000	350,000	348,084	1,916	弁護士顧問料129,600円 公認会計士費 用129,600円 グローバル社86,400円 会議費2,484円
4.税金	70,000	70,000	70,000	0	都民税70,000円
5.事務用品費	50,000	50,000	6,211	43,789	文具代
6.印刷費	20,000	20,000	16,520	3,480	役員会資料印刷
7.通信費	50,000	50,000	33,984	16,016	事務連絡費
8.人件費	350,000	350,000	274,000	76,000	総会・理事会準備・会計補佐
9.雑費(その他)	60,000	60,000	21,384	38,616	振込手数料
10.予備費	100,000	80,000	0	80,000	
III.災害寄附口座設立資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	特別会計に移行
支出小計 C	4,854,000	4,854,000	4,687,053	166,947	
差額 D (A-C)	▲ 1,332,000	▲ 1,332,000	▲ 1,166,303	▲ 165,697	
次期繰越収支差額 (B+D)	5,278,961	5,278,961	5,444,658	▲ 165,697	

一般社団法人日本看護系学会協議会 特別会計 平成28年度会計報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

				平成29年3月31日
				(単位:円)
収入の部				
項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
I. 寄附	0	389,568	▲ 389,568	
1. 社員(学会)	0	100,000	▲ 100,000	1学会 *1
2. 個人	0	289,568	▲ 289,568	6口 *2
II. 雑収入	0	3	▲ 3	
1. 利子	0	3	▲ 3	
III. その他	0	1,000,000	▲ 1,000,000	
1. 災害寄附口座設立資金	0	1,000,000	▲ 1,000,000	JANA一般会計より移行
小 計	0	1,389,571	▲ 1,389,571	
前年度繰越金	0	0	0	
合 計	0	1,389,571	▲ 1,389,571	
支出の部				
項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
I. 災害看護支援事業への活動助成	0	500,000	▲ 500,000	
古賀佳代子(日本在宅ケア学会)	0	240,000	▲ 240,000	*3
稲垣真梨奈(日本災害看護学会)	0	260,000	▲ 260,000	*4
II. 管理費	0	864	▲ 864	
1. 会議費	0	0	0	
2. 事務委託費	0	0	0	
3. 通信費	0	0	0	
4. 人件費	0	0	0	
5. 雑費	0	864	▲ 864	振込手数料
6. その他	0	0	0	
小 計	0	500,864	▲ 500,864	
次期繰越収支差額	0	888,707	▲ 888,707	

注

*1 日本赤十字看護学会

*2 ヤマモトアイコ、ミナミヒロコ、タケムラユキエ、カタダリコ、クロダユウコ、タカダサナエ

*3 「熊本地震における就労者の心身の健康状態に関する研究」

*4 「西原村の地域再生を目指す生活・健康支援プロジェクト」

議案2 平成28年度会計監査報告について

監査報告書

平成29年5月15日

一般社団法人日本看護系学会協議会
会長 片田 範子 殿

公認会計士 末吉慎一事務所
公認会計士

末吉 慎一



私は、一般社団法人日本看護系学会協議会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2事業年度の計算書類、すなわち貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

この監査に当って私は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、私は上記の計算書類は本法人の定款及び経理規定に従って作成されており、本法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認める。

本法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

一般社団法人日本看護系学会協議会 一般会計の平成28年度会計および理事の職務の執行の監査について、次のように報告します。

1. 監査の方法および内容

監事間の協議により、監査方法を定めた上で監査を実施しました。


具体的には、理事会およびその他の重要な会議に出席し、議事録の点検署名を行い、当法人の理事および会計監査人から職務の執行状況について説明を受け、また、説明を求めました。


2. 監査の結果

- (1) 事業報告および会計報告とその付属明細書は、法令および定款に従い、当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 会計監査人の監査の方法および結果は相当です。

平成29年5月18日

一般社団法人日本看護系学会協議会

監事 南 裕子 

監事 村嶋 幸代 

議案3 ナーシング・サイエンス・カフェ事業の廃止について

現在無料でグッズの配布を行っているが、グッズの価格の高騰により財政への圧迫が生じてきている。また、JANAとしてこの事業を10年継続し、各社員学会において活動が定着してきたことから、本事業を廃止の方向とすることを審議していただきたい。

議案4 平成29年度事業案について

1. 〔会議の開催〕

- 1) 社員総会の開催
- 2) 理事会の開催

2. 〔社員相互の情報交換〕

1) ニュースレターの発行

- (1) ニュースレター25号（PDF版）を発行し電子配信する。
- (2) 迅速な情報提供と社員学会の情報交流を推進するために、理事会のタイミングに合わせて年4回「ニュースレター速報」メール配信を行う。

2) ホームページの管理

- (1) 必要な情報を分かりやすく発信できるようHPのコンテンツ構成の再編成を行う。
- (2) 情報発信が迅速かつ適切に行えるようHP運営を行う。
- (3) 日本看護系学会協議会主催のシンポジウム、学術会議や関連団体との協同によるシンポジウム等の情報発信を行う。
- (4) ニュースレターの掲載を行う。
- (5) 会員間の情報共有のための情報発信を適時行う。

3. 〔日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力〕

1) 日本学術会議・学協会との協力

- (1) 日本学術会議とJANAとの相互連携、情報共有を図る。
- (2) 時機に応じた必要な課題について日本学術会議看護学分科会と共催でシンポジウム等議論の場を持ち、その内容を発信する。

2) 医療安全推進における他機関との協力

- (1) 医療事故調査制度による院内調査への専門家推薦に対する協力を行う。
- (2) 日本医療安全調査機構から、協力学会に関する相談があった場合の対応を行う。
- (3) 日本医療安全調査機構の総合調査委員会委員の継続を行う。
- (4) 社員学会に院内医療事故調査ならびに日本医療安全調査機構に関する情報提供を行う。

4. [社員学会の学会活動の支援]

1) 公的研究費拡大推進

- (1) 公的研究費の拡大に関する動向を把握し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「科研費審査システム改革 2018」の動向を分析し、看護学研究者が研究費の獲得の枠を拡大できるための活動を行う。

2) APN 実践推進プロジェクト

- (1) 看護系ガイドライン開発推進
 - (1)-1 Minds 掲載の 2 つの看護系ガイドライン作成者による講演会企画運営
2017 年 6 月 28 日総会後に講演会を実施する。
 - (1)-2 JANA の HP で各学会作成のガイドラインを紹介し普及を支援する。
- (2) APN 役割拡大のための提言検討
役割拡大に関心のある学会から有志を募り、APN 勉強会を開催する。
- (3) APN 情報収集
継続して海外、国内の APN 関連情報を収集する (JANPU、CNS 協議会、日本看護協会等)。

3) 災害看護の学会連携

社員学会と共に、日本の看護系学会が災害関連で、共に取り組む領域/内容の検討を行う。

- (1) 災害連携会議の開催 (現在、JANA 会員学会のうち、19 学会からの推薦メンバーで構成)
 - (1)-1 各学会の災害関連の活動状況や知的財産等に関する調査を実施する。
 - (1)-2 今後の活動の検討を行う。
- (2) 災害発生時の募金活動の実施
- (3) 災害関連フォーラム等での活動
World Bosai Forum in Sendai
H29 年 11 月 25 日～28 日に開催。 <http://www.worldbosaiforum.com/english/>
- (4) 防災学術連携体との連携活動

5. [今後の日本看護系学会協議会の持続的運営のあり方について]

議案5 平成29年度予算案について

一般社団法人日本看護系学会協議会 平成29年度予算(案)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

平成29年6月28日

収入の部				(単位:円)
項 目	28年度決算	29年度予算	備 考	
I. 会 費				
I 会費	3,520,000	3,520,000		
1. 社員:看護系学会	3,520,000	3,520,000	会費 80,000円×44団体	
II. 雑収入	750	750		
1. 利子	750	750	利子	
III. その他	0	0		
	0	0		
収入小計 A	3,520,750	3,520,750		
前年度繰越金 B	6,610,961	5,444,658	貯金通帳5,444,658円、頭金0円	
合 計	10,131,711	8,965,408		
支出の部				(単位:円)
項 目	28年度決算	29年度予算	備 考	
I. 事業費	1,408,697	1,704,360		
社員相互の情報交換				
1. ニュースレター発行	106,752	32,400	第25号(PDFによる電子版)発行費用	
2. ホームページの管理	329,356	581,960	管理運営費376,960円、MTへのアップグレード140,000円、コンテンツの追加65,000円	
日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力				
3. 日本学術会議・学協会との協力	422,705	270,000	シンポジウムなど テープおこし66,375円	
4. 医療安全推進における他機関との協力活動	176,337	250,000	シンポジウム講師謝金・交通費150,000円 シンポジウム会場費50,000円、その他	
社員学会の学会活動の支援				
5. 公的研究費拡大推進活動	53,332	100,000	交通費等60,000円、 情報収集・資料整理(アルバイト代含)40,000円	
6. APN実践推進プロジェクト	18,301	100,000	講演会講師謝金・交通費22,000円、 会場代30,000円、テープおこし40,000円、 文献・その他8000円	
7. 災害看護の学会連携	44,708	300,000	災害連携会議交通費64,000円、会場費30,000円、 文房具20,000円、アルバイト代40,000円、 防災学術連携会議への参加32,000円、 災害関連フォーラム会場費100,000円、その他	
8. ナーシングサイエンスカフェ事業	56,322			
その他本法人の目的達成に必要な事業				
9. 役員選出に係る費用	200,884	70,000	理事会・総会 交通費	
II. 管理費	2,278,356	3,052,000		
1. 総会費	142,287	150,000	会場費80,000円 印刷費40,000円 会議費30,000円	
2. 理事会費	1,365,886	1,710,000	交通費1,600,000円 会議費60,000円 会場費50,000円	
3. 事務委託費	348,084	632,000	弁護士顧問料129,600円 公認会計士費用154,000 円、会計監査資料作成業者86,400円、役員改正に 伴う登記変更手続きの弁護士費用100,000円、番号 法規程整備162,000円	
4. 税金	70,000	70,000	都民税70,000円	
5. 事務用品費	6,211	20,000	文具代	
6. 印刷費	16,520	20,000	役員会資料印刷	
7. 通信費	33,984	40,000	事務連絡費	
8. 人件費	274,000	280,000	総会・理事会準備・会計補佐	
9. 雑費(その他)	21,384	30,000	振込手数料	
10. 予備費	0	100,000		
III 災害寄附口座設立資金	1,000,000	0		
支出小計 C	4,687,053	4,756,360		
差額 D (A-C)	▲ 1,166,303	▲ 1,235,610		
次期繰越収支差額 (B+D)	5,444,658	4,209,048		

一般社団法人日本看護系学会協議会 特別会計 平成29年度予算(案)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

			平成29年6月28日
			(単位:円)
収入の部			
項 目	28年度決算	29年度予算	備 考
I.寄附	389,568	0	
1.社員(学会)	100,000	0	
2.個人	289,568	0	
II.雑収入	3	3	
1.利子	3	3	
III.その他	1,000,000	0	
1.災害寄附口座設立資金	1,000,000	0	
小 計	1,389,571	3	
前年度繰越金	0	888,707	貯金通帳888,707円
合 計	1,389,571	888,710	
支出の部			
項 目	28年度決算	29年度予算	備 考
I.災害看護支援事業への活動助成	500,000	0	
支援活動1	240,000	0	
支援活動2	260,000	0	
II.管理費	864	1,000	
1.会議費	0	0	
2.事務委託費	0	0	
3.通信費	0	0	
4.人件費	0	0	
5.雑費	864	1,000	振込手数料
6.その他	0		
小 計	500,864	1,000	
次期繰越収支差額	888,707	887,710	

特定個人情報等取扱い基本方針（案）

平成29年 6月 28日

一般社団法人日本看護系学会協議会
会長 片田 範子

一般社団法人日本看護系学会協議会（以下「本協議会」という。）は、情報の価値を尊重し、常に情報の管理と保護の徹底に努めています。特定個人情報（いわゆるマイナンバーを含む個人情報）についてもその価値を尊重した管理と保護の重要性を十分に認識し、以下の取り組みを実施いたします。

1、個人番号の適切な取得・利用・提供

本協議会は、特定個人情報を法の定める目的に必要な範囲に限定して取得し、利用目的を明らかにし、その目的の範囲内において利用し、あらかじめ特定した利用目的を超えて第三者に提供することはいたしません。

2、関係法令、ガイドライン等の遵守

本協議会は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令、国が定めるガイドラインその他の規範を遵守します。

3、利用目的

本協議会は、提供を受けた特定個人情報を、以下の目的で利用します。

（1）本協議会の従業員等の特定個人情報等

【税】

源泉徴収票作成事務

【社会保険】

健康保険・厚生年金保険届出、申請・請求事務

雇用保険・労災保険届出、申請・請求事務

（2）関係者等の特定個人情報等

【税】

謝礼の支払についての源泉徴収票作成事務

4、安全管理措置に関する組織体制の確立

本協議会は、事業の内容及び規模を考慮した特定個人情報の適正な取扱いのための組織管理体制を確立します。

5、安全管理措置の実施

本協議会は、特定個人情報の取得、利用、保管、提供、削除・廃棄に際しては別途「特定個人情報等取扱規程」を定め、これを遵守し、適正な取扱いを実施するために十分な措置を講じます。

6、従業員及び委託先の監督

本協議会は、従業者に対し特定個人情報の重要性についての教育・研修を行うとともに、特定個人情報にかかる事務を委託する場合は、委託先について適切に監督します。

7、質問及び苦情処理の窓口

本協議会は、特定個人情報の苦情や相談に関して、以下の相談窓口を設け、適切かつ迅速に対応します。相談窓口は、庶務担当理事とする。

一般社団法人日本看護系学会協議会特定個人情報取扱規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本看護系学会協議会（以下「本協議会」という。）における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

② 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

③ 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他の符号であって、住民票コード以外のもを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

⑤ 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものという。

⑧ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特

定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑨ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑩ 個人番号事務取扱担当者

本協議会において個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

⑬ 従業者

本協議会の組織内にあつて、直接または間接に本協議会の指揮監督を受けて本協議会の業務に従事している者をいい、従業員のみならず、本協議会との間の雇用契約にない者（理事、監事、各委員会委員等及び派遣職員等）を含む。

⑭ 特定個人情報の取扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は従業者に適用する。

2. 本規程は、本協議会が取扱う特定個人情報等を対象とする。

(特定個人情報基本方針)

第4条 本協議会における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

① 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、本協議会の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取扱う旨の宣言文。

② 特定個人情報の安全管理措置に関する事項

③ 問い合わせに関する事項

2. 基本方針は、従業者に周知せしめるものとする。

第2章 管理体制

(個人番号を取扱う事務の範囲)

第5条 本協議会において個人番号を取扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

(1) 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務

(2) 会員学会の関係者等に対して謝礼を支払う場合の源泉徴収事務

(3) 上記(1)及び(2)に付随する事務

(特定個人情報等の範囲)

第6条 本協議会が個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

① 従業員または従業員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等

② 本協議会が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書等及びこれらの控え

③ 本協議会が法定調書を作成する上で従業員又は従業員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等

④ その他個人番号と関連付けて保存される情報

2. 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、個人情報と判断する。

(個人情報事務取扱担当者)

第7条 本協議会は、特定個人情報等の取扱いに関して個人情報事務取扱担当者1名を置く。

① 個人情報事務取扱担当者は会計理事とする。

② 個人情報事務取扱担当者の任期は、その会計理事としての任を解かれるまでとする。

2. 個人情報事務取扱担当者は、次の各号に掲げる事項その他本協議会における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有するものとする。

① 本規程第4条に規定する基本方針の策定、従業者への周知、一般への公表

② 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認

③ 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進

④ 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施

⑤ 事故発生時の対応策の策定・実施

3. 個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損による事故（以下、「漏えい事案等」という。）または本規程に違反している事実が発生したことを知ったときまたはその疑いが生じたときと判断したときは、直ちにその旨を会長に報告し、指示を求めなければならない。

4. 個人情報事務取扱担当者は、その保管する個人情報ファイルに不慮の事故等があるときに備え、個人情報ファイルと同等の安全管理措置を講じた上で、その複製データを保管する。

5. 個人情報事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

① 取得した特定個人情報等に基づき個人情報ファイルを作成する。

② 源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、従業員等に交付する。

③ 税務書類等を作成し、行政機関等に提出するとともに、委託者等に交付する。

6. 個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等を取扱う情報システム及び機器等を適切に管理または使用し、利用権限のない者が特定個人情報等を使用できないよう注意しなければならない。

7. 個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

8. 個人情報事務取扱担当者は、漏えい事案等または本規程に違反している事実が発生したことを知ったときまたはその疑いが生じたときと判断したときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(管理区域及び取扱区域)

第8条 本協議会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、個人情報ファイルを管理する区域（以下、「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という。）を明確にする。

2. 管理区域とは、特定個人情報等を取扱う機器、磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）または書類等を管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切の設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。

3. 取扱区域とは、個人情報事務取扱担当者が特定個人情報等を使用して作業する机周辺とし、他の区域との間仕切の設置及び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

(従業員の教育)

第9条 本協議会は、従業員に対して定期的な研修の実施または情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(従業員の監督)

第10条 本協議会は、従業員が特定個人情報等を取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

(体制の見直し)

第11条 本協議会は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第12条 本協議会は、本協議会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

第3章 個人番号の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第13条 本協議会は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、個人番号の提供を求めることができるものとする。

2. 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取扱う事務が発生した時とする。ただし、個人番号を取扱う事務が発生することが明らかなきは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第14条 本協議会は、個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2. 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面またはその写しの提供を求めるものとする。

(本人確認書類の保存)

第15条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間または法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(個人番号の利用)

第16条 本協議会は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本協議会が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第17条 本協議会は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人情報ファイルを作成するものとする。

2. 個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上で適切に保存する。

第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第18条 本協議会は、第5条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2. 特定個人情報等を取扱う機器、磁気媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管または管理する。
 - ① 特定個人情報等を取扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する。
 - ② 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
 - ③ 個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上でこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。
 - ④ 特定個人情報等を含む書類であつて、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。
3. 特定個人情報等を含む書類または個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキングまたは消去した上で保管する。

(情報システムの管理)

第19条 本協議会において使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- ① 情報システムを使用して個人番号を取扱う事務を処理するときは、ユーザIDに付与されるアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を個人情報事務取扱担当者に限定する。
- ② 個人情報事務取扱担当者は、情報システムを取扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザID、パスワード等により認証する。
- ③ 情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。
- ④ 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報等の持出し等)

第20条 本協議会において保有する特定個人情報等を持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

- ① 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。
- ② 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。
- ③ 個人情報ファイルを磁気媒体等または機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等またはパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供、開示等

(特定個人情報等の提供)

第21条 本協議会にて保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本協議会で保有している特定個人情報等を提供することができる。

(特定個人情報等の開示)

第22条 本協議会は、本人から特定個人情報等について開示を求められた場合は、遅滞なく、情報主体であることを厳格に確認した上で、本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

(特定個人情報等の訂正等)

第23条 本協議会が保有する特定個人情報等について本人より訂正の申し出等があったときには、関係法令等に基づき対応するものとする。

(第三者提供の停止)

第24条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 委託

(委託)

第25条 本協議会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、本協議会が自らすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に応じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第7章 廃棄、消去

(特定個人情報等の廃棄、消去)

第26条 本協議会は、第21条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について、次の通り速やかに廃棄する。

- ① 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却または熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- ② 個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- ③ 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

(廃棄の記録)

第27条 本協議会は、特定個人情報等を廃棄または消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。

第8章 その他

(個人情報の取扱い)

第28条 保有する特定個人情報等について、本規程に特段の定めのない事項については、プライバシーポリシー、関係法令及び主務大臣のガイドライン等に基づき、適切に取扱うものとする。

(情報漏えい事故等への対応)

第29条 個人情報事務取扱担当者は、漏えい事案等が発生したことを知った場合またはその可能性が

高いと判断した場合には、本規程に基づき、適切に対処するものとする。

2. 本協議会は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。
3. 本協議会は、漏えい事案の発生または漏えいのおそれを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会または所管官庁等に報告する。
4. 本協議会は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

(罰則)

第30条 本協議会は、本規程に違反した従業員に対して就業規則に基づき処分を決定し、その他の従業者に対しては、契約または法令に照らして処分を決定する。

(規程の変更)

第31条 本規程は、理事会の承認によりこれを変更する。

附則

1. 本規程は、平成29年6月28日より施行する。

議案7 新役員および指名理事の承認について

1. 日本看護系学会協議会 2017-2018 年度 理事候補者について

平成 29 年度 4 月 22 日 第 1 回理事会において、日本看護系学会協議会 2017-2018 年度役員選挙の選挙結果について、定款 10 条 3 に基づき選挙管理委員会 秋元委員長より報告された。理事会はこれを受けて、第 11 条に基づき、第 10 条の規程による役員候補者名簿から役員選出案を作成した。さらに第 2 回理事会において、第 12 条に基づき、指名理事候補者（*）を決定した。

役員（理事）候補者 （50 音順、敬称略）

岡谷 恵子
片田 範子
鎌倉 やよい
佐藤 紀子
武村 雪絵
西村 ユミ
野嶋 佐由美
本田 彰子
山本 あい子
太田 喜久子*
守田 美奈子*
小西 美和子*

*は指名理事候補者

2. 日本看護系学会協議会 2017-2018 年度 監事候補者について

平成 29 年 4 月 22 日第 1 回理事会において、選挙管理委員会から報告された上位 2 名を監事候補者として決定した。

役員（監事）候補者 (50 音順、敬称略)

高田 早苗
宮腰 由紀子

休憩

議案 8 定款内容の変更

日本看護系学会協議会の事務所移転に伴う定款第2条の変更について

定款第2条中「主たる事務所を東京都千代田区内に置く」とあるのを「主たる事務所を東京都中央区に置く」と変更すること、この変更の効力発生日を平成29年10月とすることを総会に諮りたい。

現在の所在地 東京都千代田区神田小川町2-1-13 中村ビル6階

事務所移転先 東京都中央区京橋1-1-1

移転の時期 平成29年10月

VI. 意見交換

VII. 閉会

資料1 一般社団法人日本看護系学会協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系学会協議会と称し、英文名は、Japan Association of Nursing Academies と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、看護学の学術的発展をめざす看護系学会の相互交流と連携をはかり、看護学研究成果を社会に還元する学会活動を支援し、また看護学学術団体の立場から、人々の健康と生活の質の向上のため国や社会に向かって必要な提言を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 社員相互の情報交換
- 2) 日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力
- 3) 看護系の学会活動の支援
- 4) 国や社会に向けての必要な提言
- 5) その他本法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(入会)

第6条 本法人の社員は、本法人の目的に賛同し、以下の要件すべてを満たす看護系学会をいう。

- 1) 個人会員の数が100人以上であること
- 2) 看護学分野における学術研究の向上発達を図ることを目的としていること
- 3) 研究者の自主的集まりで、看護学研究者が会員の半数以上であること
- 4) 役員半数以上が、原則として看護学研究者であること
- 5) 構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に限定されないこと
- 6) 学術に関する機関誌を継続して3年以上、年1回以上発行（電子発行を含む）していること

- 2 本法人に入会を希望する学会は、会長（第17条第2項にて定義する。）に所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 社員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 会費を2年間滞納したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 学会が解散したとき

(退会)

第9条 本法人を退会しようとする社員は、所定の退会届を会長に提出する。

(除名)

第10条 社員が本法人の名誉を傷つけ又は本法人の目的に反する行為があった場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により、当該社員を除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の1週間前までに当該社員に通知し、かつ、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(社員名簿)

第11条 本法人は、社員の名称及び所在地を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会の構成等)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって組織する。

2 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

3 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催する。

4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- 2) 総社員の議決権の5分の1以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集及び議長)

第13条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号に該当する場合は、請求のあった日から6週間以内の日を会日とする招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を開催するときは、会日より2週間前までに開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。

4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

5 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第4項第2号の臨時社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 1) 理事及び監事の選任及び解任
- 2) 社員の除名
- 3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- 4) 定款の変更
- 5) 解散及び残余財産の処分
- 6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議方法)

第15条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面表決者も含む。）がなければ、議事を行い、決議することができない。

- 2 社員総会で議決権を行使する者は、当該社員たる学会の構成員であり、本法人の役員でない者でなければならない。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 議事の経過の要領及びその結果
 - 3) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
 - 4) 出席理事及び監事の氏名
 - 5) 議長の氏名
 - 6) 議事録作成者の氏名
- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(員数)

第17条 本法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事13名以内
 - 2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出する。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。

- 2 日本学術会議会員の資格を有する理事は、前項ただし書きを適用しない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(職務)

第20条 会長は本法人を代表し、本法人の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(責任免除)

第21条 本法人は、役員的一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第22条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第23条 理事会は、毎年定例の4回以上、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集する通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日より1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(理事会の権限等)

第24条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 業務執行の決定
 - 2) 理事の職務の執行の監督
 - 3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 1) 重要な財産の処分及び譲受け

- 2) 多額な借財
- 3) 重要な使用人の選任及び解任
- 4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 6) 第21条の責任の免除

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異義を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 会長以外の理事又は監事の招集請求等により開催されたときは、その旨
 - 3) 議事の経過の要領及びその結果
 - 4) 議決事項について特別利害関係を有する理事があるときは、その氏名
 - 5) 報告事項に関する意見又はその発言内容
 - 6) 出席理事の氏名
 - 7) 議長の氏名
- 2 議事録は、出席した会長及び監事が署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 本法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集及び拠出者の権利)

第28条 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

- 2 基金の拠出者は、本法人と合意した期日まではその返還を請求することができない。
- 3 基金の返還にかかる債権には利息は付さない。

(基金の返還手続)

第29条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、毎事業年度末の貸借対照表の剰余金として処分可能な金額内において返還する。

- 2 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第7章 会計

(財産の管理)

第30条 本法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第31条 本法人の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第32条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(計算書類)

第33条 会長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を求めなければならない。

- 1) 貸借対照表
- 2) 損益計算書
- 3) 事業報告書

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については承認を受け、第3号の書類についてはその内容を報告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第34条 本法人は、社員及びその他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

2 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお、差益があるときは、理事会及び社員総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第8章 定款変更、解散及び合併

(定款等の変更)

第35条 定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 本法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(施行細則)

第38条 本法人の定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。ただし、会費については社員総会の決議を経るものとする。

第39条 (略)

第40条 (略)

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本看護系学会協議会を設立するためこの定款を作成し、社員が次に記名押印する。

一般社団法人日本看護系学会協議会

平成27年2月27日

資料2 一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則

第1章 会費

第1条（会費）

社員の年会費は、80,000円とする。

第2章 改正

第2条（改正）

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則

本細則は平成27年4月1日から施行する。

- 2 本法人設立時に、任意団体日本看護系学会協議会の正会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。

資料3 役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系学会協議会定款第18条に基づき、理事・監事の選出に必要な事項を定める。

(選挙人)

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会とする。

(被選挙人)

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会から推薦された者とする。

2. 前項に該当する学会は理事1名、監事1名の被選挙人を推薦する。ただし、理事又は監事の被選挙人は1学会のみから推薦されるものとする。
3. 理事の被選挙人は当該年度まで2期続けて理事を務めた者以外とする。
4. 監事の被選挙人は当該年度まで2期続けて監事を務めた者以外とする。

(理事の選出)

第3条 理事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から3名を連記する無記名投票により行う。

(監事の選出)

第4条 監事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から1名を表記する無記名投票により行う。

(選挙人及び被選挙人名簿)

第5条 選挙人及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得て、社員に配布する。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、選挙管理委員会設置のために、社員の中から3学会を推薦し、社員総会の承認を得る。会長は各学会から推薦された1名、計3名に選挙管理委員を委嘱する。

2. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
3. 選挙管理委員の任期は、社員総会における役員の選出日までとする。
4. 選挙管理委員を擁する学会は、選挙権及び被選挙人の推薦権を有する。当該学会は、選挙管理委員を被選挙人として推薦することはできない。

(告示)

第7条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、選挙日程を定め、社員へ告示する。

(開票)

第8条 開票は、告示した選挙締切日までの消印で、選挙管理委員会に到着したものについて行う。開票は選挙管理委員会が行う。

(無効票)

第9条 次の投票は無効とする。

- 1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの。
- 2) 外封筒に、記名のないもの。
- 3) 被選挙権を有しないものを記名したもの。

4) その他役員選出規程に反するもの。

(役員候補者の決定)

第10条 選挙において有効投票数を多数得た者から順に理事については9名を、監事については2名を役員候補者とする。同数の有効投票を得た者については、抽選により順位を決定する。

2. 選挙管理委員会は、役員候補者に結果を通知する。役員候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。

3. 選挙管理委員会は、役員候補者及び次点者の名簿を作成し、理事会に提出する。

4. 選挙管理委員会は、選挙結果を厳封して会長に提出し、会長はこれを任期終了まで保管する。

(役員選任案の作成と社員総会への提案)

第11条 理事会は、第10条の規程による役員候補者名簿から役員選任案を作成し、社員総会に提出する。

第12条 会長は、本法人運営の円滑化を目的として、第10条の規程により選出された役員候補者とは別に、4名以内で理事候補者を指名することができる。

2 前項の指名理事候補者は、本法人の社員の会員であって、日本学術会議会員又は本法人の役割遂行上必要である者の中から指名されるものとする。

第13条 理事会は、第12条の規程により選出された指名理事候補者を、社員総会に提案する。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議を経て会長が行う。

付記

本規程は平成27年4月1日の理事会において制定された。

付則1. この規程は平成27年4月1日より施行する。

付則2. 平成27年の役員選挙については、第1条及び第2条第1項の「会費を納入した学会」とは、任意団体日本看護系学会協議会の平成26年度の会費を納入した学会とする。

資料4 一般社団法人日本看護系学会協議会社員学会名簿

学会番号	会員学会名	学会番号	会員学会名
1	公益社団法人日本看護科学学会	23	日本看護医療学会
2	一般社団法人聖路加看護学会	24	日本看護技術学会
3	一般社団法人日本がん看護学会	25	日本看護教育学学会
4	一般社団法人日本看護学教育学会	26	日本看護診断学会
5	一般社団法人日本看護管理学会	27	日本看護福祉学会
6	一般社団法人日本看護研究学会	28	日本看護倫理学会
7	一般社団法人日本救急看護学会	29	日本看護歴史学会
8	一般社団法人日本クリティカルケア看護学会	30	一般社団法人日本災害看護学会
9	一般社団法人日本公衆衛生看護学会	31	一般社団法人日本在宅ケア学会
10	一般社団法人日本小児看護学会	32	日本手術看護学会
11	一般社団法人日本助産学会	33	日本新生児看護学会
12	一般社団法人日本精神保健看護学会	34	一般社団法人日本腎不全看護学会
13	一般社団法人日本創傷・オストミー・失禁管理学会	35	日本生殖看護学会
14	一般社団法人日本地域看護学会	36	日本赤十字看護学会
15	一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会	37	日本難病看護学会
16	一般社団法人日本母性看護学会	38	日本放射線看護学会
17	一般社団法人日本循環器看護学会	39	日本母子看護学会
18	高知女子大学看護学会	40	日本慢性看護学会
19	千葉看護学会	41	日本ルーラルナーシング学会
20	日本アディクション看護学会	42	一般社団法人日本老年看護学会
21	日本運動器看護学会	43	北日本看護学会
22	日本家族看護学会	44	日本ニューロサイエンス看護学会

